

「香川県ビジネスチャレンジコンペ」実施要綱

(目的)

第1条 香川県において、革新的な技術やアイデアで新しい価値を生み出し、県経済の活性化に繋がる、独創的なビジネスプランを募集・審査し、潜在的な起業家を発掘するとともに、今後の成長が期待できる起業家を集中的に支援することにより、香川県の将来を担う革新的スタートアップの創出とその成長の加速化を図る。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 独創的なビジネスプランを有し、次の①又は②に該当する方とする。

①令和6年4月1日現在、創業後5年以内で、香川県内に本社(本店)※を有する独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号に規定する中小企業者、一般財団法人、一般社団法人、若しくは特定非営利活動法人(以下、「事業者」という。)であること。

②令和7年2月28日までに香川県内に本社(本店)※を整備する事業者であること。

(2) 中小企業者のうち、みなし大企業(発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人又は発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人若しくは大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人)でないこと。

(3) 一般財団法人、一般社団法人若しくは特定非営利活動法人にあっては、次の①又は②に該当する方とする。

①中小企業者の振興に資する事業を行うものであって、中小企業者と連携して事業を行うもの。

②中小企業者を支援する事業を行うために中小企業者が主体となって設立するもの。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しないこと。

※ 一般財団法人、一般社団法人、若しくは特定非営利活動法人にあっては、主たる事務所が香川県内にあること。また、個人にあっては、香川県内に居住又は令和7年2月28日までに居住(住民票における住所が香川県内にあること)することを予定し、かつ、香川県内で、個人事業の開業の届出を行った者又は令和7年2月28日までに開業の届出を行う者であること。

(申込)

第3条 第5条第1項の認定を受けようとする者は、応募シート(別記様式第1号)により香川県商工労働部産業政策課(以下「県」という。)へ申し込むものとする。

(審査等)

第4条 県は、前条の申込があったものについて、以下の審査等を行うものとする。

(1) 応募資格等確認

応募シート（別記様式第1号）の記載内容や応募者への聞き取り等により、第2条に規定する対象者の要件を満たすことを確認

(2) 書類選考

要件を満たす応募者が提出するビジネスプラン記載用シート（別記様式第2号）による書類に基づく審査

(3) 書類選考通過者のプレゼンテーションに基づく審査

2 前項第2号の審査の実施方法及び審査基準は、別に審査要領で定めるものとする。

3 第1項第3号の審査は、プレゼンテーション方式で行うものとする。

(認定)

第5条 香川県知事は、第3条に定める申込を行った者のうち、前条第1項に定める審査の結果、第1条に定める目的に沿って、支援することが妥当であると認める者について、最優秀賞を受賞した者を1号認定、優秀賞を受賞した者を2号認定、奨励賞を受賞した者を3号認定として、この要綱に基づく支援対象者として、認定をするものとする。

2 香川県知事は、前項による認定をするときは、認定を受ける者（以下「認定者」という。）に別記様式第3号に示す認定証を交付するものとする。

(支援)

第6条 香川県知事は、認定者に対して、別表に定める支援を実施するものとする。

(認定の取消)

第7条 香川県知事は、認定者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 重大な法令違反等があったとき。

(2) 不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。

(3) 事業活動の中止等、本事業に基づく支援の必要がなくなったとき。

(4) 認定に付した条件に違反したとき。

(5) その他認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第8条 第3条の申込については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申込については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

対 象 者	支 援 内 容
第 5 条 第 1 項 に 定 め る 1 号 認 定 を 受 け た 者	<p>①スタートアップ成長加速化支援補助金による支援 (補助率：10/10 以内、補助額：最優秀賞 500 万円以内) 交付については、スタートアップ成長加速化支援補助金交付要綱に基づき交付決定する。</p> <p>②インキュベータ施設の無料提供 令和 7 年 3 月 31 日までに (公財) かがわ産業支援財団の IT スクエアやネクスト香川のインキュベート工房に入居する場合、賃借料を最長 5 年間減額 (入居から 1 年間は無料) する (ただし、入居の可否は、別途入居審査により決定する。)</p> <p>③ (公財) かがわ産業支援財団コーディネーターによる支援 経営、技術開発、販路開拓等の経営課題に対して専門家の総合的な支援を行う。</p> <p>④県内金融機関による支援 受賞対象事業について、以下の支援を受けることができます。 (諸事情により支援内容が変更される場合があります。融資においては、各金融機関が定める審査等の手続きが必要です。詳しくは各金融機関へお問い合わせください。) 支援希望がある場合は、受賞後に県までご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生対応商品「114 地域産業成長ローン」による融資【百十四銀行】 (所定利率 (※) より最大年 0.5%引き下げ対応) ・「かがわ新事業サポート融資」による融資【香川銀行】 ・「かがわ創業・第二創業対策融資」による融資【香川銀行】 (上記 2 点、条件により所定利率 (※) より年 0.5%引き下げ対応) ・開業支援融資商品「アドバンス」による融資【高松信用金庫】 (所定利率 (※) より年 0.5%引き下げ対応) ・「かんしん商工会議所・商工会連携、フロンティア融資」による融資【観音寺信用金庫】(所定利率 (※) より最大年 0.5%引き下げ対応) <p>※所定利率 …市場金利の変動により変更となる可能性があります。</p>
第 5 条 第 1 項 に 定 め る 2 号 認 定 を 受 け た 者	<p>①スタートアップ成長加速化支援補助金による支援 (補助率：10/10 以内、補助額：優秀賞 300 万円以内) 交付については、スタートアップ成長加速化支援補助金交付要綱に基づき交付決定する。</p> <p>上記の②、③、④</p>
第 5 条 第 1 項 に 定 め る 3 号 認 定 を 受 け た 者	<p>①スタートアップ成長加速化支援補助金による支援 (補助率：10/10 以内、補助額：奨励賞 200 万円以内) 交付については、スタートアップ成長加速化支援補助金交付要綱に基づき交付決定する。</p> <p>上記の③、④</p>